

別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	：	：	法 人 名		
配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1				税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2				前 期 繰 越 損 失 の 額	13
	小 計 (1) + (2)	3				買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(八)付表「5の計」)	14
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4				一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額	15
	同上に係るみなし配当等の額	5				繰 越 利 益 等 超 過 純 資 産 控 除 項 目 額 (別表十(八)付表「14」)	16
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6				買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「35の計」)	17
	配 当 可 能 利 益 の 額 (23)	7				一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額	18
						繰 越 利 益 等 超 過 純 資 産 控 除 額 の うち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「42」)	19
						引 計 (13) - (14) - (15) - (16) + (17) + (19) マイナスの場合は0)	20
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9				利 益 超 過 分 配 金 額	21
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	10				出 資 総 額 戻 入 金 額	22
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11				配 当 可 能 利 益 の 額 (20) + ((21) - (22))	23	

「11」欄

投資法人に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00397」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(八) 平三十一・四・一以後終了事業年度分